

群馬大学医学部附属病院CAPS委員会規程

平成 19. 2. 13 制定

改正 平成 20. 10. 14 平成 21. 6. 9
平成 22. 4. 1 平成 26. 4. 1
平成 30. 4. 1 令和 4. 10. 1
令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、群馬大学医学部附属病院CAPS（Child Abuse Prevention System）委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、病院の教職員が児童虐待の知識を持ち、児童への虐待を防止及び発見し、児童を保護することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小児科長
- (2) 小児科及び周産母子センターから選出された教員 3人
- (3) 各関係診療科及び中央診療施設等から選出された教員 各1人
- (4) 小児科の看護師長
- (5) 救命救急センター看護師長
- (6) 患者支援センターの看護師長
- (7) メディカルソーシャルワーカー 若干人
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号、第3号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は同条第2号の委員から選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴

くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。